CHEMCURRENT INC.

NEWS LETTER

February 2024 - Vol.35

CHEMCURRENT's お知らせ

㈱ケムカレントでは、'化評法 – 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1：1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3ヵ国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル が付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択

- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

Tel +82-2-2069-2300 (代表電話)
E-mail chem@chemcurrent.net

CHEMCURRENT INC.

目次

化評法(K-REACH) 3

法律の動向 - 改正·予告(案)など 3

[法律第20231号]「化学物質管理法」一部改正法律 3

[法律第20232号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」一部改正法律 4

[環境部令第1074号]「廃棄物管理法」施行規則一部改正令 4

[国立環境科学院告示第2024-15号]「有毒物質の指定告示」一部改正のうち訂正 5

[国立環境科学院告示第2024-16号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正のうち訂正 5

[環境部告示第2024-38号]有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定一部改正 5

国内動向 - 支援事業·移行ガイドなど 6

2024年化評法を履行する中小企業支援事業の案内書 6

化学製品安全法(K-BPR) 7

法律の動向 - 改正·予告(案)など 7

国内動向 - 支援事業·移行ガイドなど 8

安全確認対象生活化学製品の殺生物物質情報現行化申請提出資料の案内 8

使用可能な主成分及び保存用物質の製品内での使用可能期限 8

産業安全保健法(ISHA) 9

法律の動向 - 改正·予告(案)など 9

国内動向 - 支援事業·移行ガイドなど 10

Tel +82-2-2069-2300 (代表電話)
E-mail chem@chemcurrent.net

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[法律第20231号]「化学物質管理法」一部改正法律

主な改正内容

- 従前の有毒物質の範囲を以下のように細分化
  - 人体急性有害性物質
  - 人体慢性有害性物質
  - 生態有害性物質
- 有害化学物質を以下のように整備
  - 人体急性有害性物質
  - 人体慢性有害性物質
  - 生態有害性物質
  - 事故防備物質
- 本法律の適用範囲から「廃棄物管理法」による指定廃棄物を除外
- 消費者が有害化学物質を日常生活で使用する場合に対しては、有害化学物質の一般的な取扱い・管理義務から除外されるよう特例を新設
- 禁止・制限・許可物質を国内で流通せず、国外に全量輸出するために製造・輸入したり、試験用・研究用・検査用試薬として使用するために取扱う場合など、例外的な事由に対する許可・申告規定を整備
- 有害化学物質の取扱い施設に関する検査結果の報告主体を検査を遂行した検査機関に変更
- 人生慢性有害性物質のみに分類される有害化学物質を取扱う取り扱い施設の場合、定期検査を免除するなど、検査免除規定を整備
- 一定した基準に該当する有害化学物質の営業に対しては、環境部長官に申告
- 国外から国内に輸入される化学物質を製造・生産しようとする者は、一定要件を満たす者を選任して化学物質を輸入しようとする者の代わりに、化学物質の確認、許可申請などの業務を遂行できるように根拠(代理人制度)を設ける

参考資料

電子官報(https://gwanbo.go.kr/、告示日2024.02.06)

Tel +82-2-2069-2300 (代表電話)
E-mail chem@chemcurrent.net

[法律第20232号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」一部改正法律

改正理由及び主な内容

- 従前の有毒物質の範囲を以下のように細分化
  - 人体急性有害性物質
  - 人体慢性有害性物質
  - 生態有害性物質
- 有害性未確認物質の定義を新設
- 有害性未確認物質を取扱う事業者が、当該物質の有害性がないことが確認されるまでは、有害性があるものと推定し、人の健康や環境に被害を与えないようにするための措置を取らなければならない。
- 登録・申告の基準となる新規化学物質の製造・輸入量を年間100キログラムから1トンに調整し、新規化学物質の申告時に提出した資料については環境部長官が適正性を検討する。
- 公開された化学物質情報については、誰でも立証資料を添付し環境部長官に修正要請が可能
- 保護資料の流出など、資料流出事故が発生した場合、これを認知した者は遅滞なく事故関連事項を環境部長官に通報

参考資料

電子官報(https://gwanbo.go.kr/、告示日2024.02.06)

[環境部令第1074号]「廃棄物管理法」施行規則一部改正令

改正理由及び主な内容

指定廃棄物である廃有毒物質については、「化学物質管理法」の適用外となり、「廃棄物管理法」のみ適用する内容で、「化学物質管理法」が改正されたことにより、指定廃棄物である廃有毒物質を収集・運搬する場合、廃有毒物質の流出に伴う相互反応が発生し、火災や有毒ガスが生成されるなど、事故を起こし得る物質を併せて運搬することができないように定めました。

また、指定廃棄物である廃有毒物質を保管する場合、仕切りや床の区画線などで区分するよう定め、指定廃棄物である廃有毒物質を処分する高温焼却施設の配管は、腐食しにくい材料を使用、設置したり、塗装を行うようにするなど、廃有毒物質を処理しようとする者が守るべき基準と方法を定めました。

参考資料

電子官報(https://gwanbo.go.kr/、告示日2024.02.06)

[国立環境科学院告示第2024-15号]「有毒物質の指定告示」一部改正のうち訂正

官報 第20664号(2024.01.10.)に掲載された国立環境科学院告示第2024-3号(「有毒物質の指定告示」一部改正のうち訂正

主な内容

告示の本文のうち、別表の新設された有毒物質の固有番号を訂正

- “2023-1-xxxx”から“2024-1-xxxx”に訂正

参考資料

国立環境科学院(https://www.nier.go.kr/NIER/>法令情報>告示/例規/公告、掲示番号1567、掲示日2024.02.13)

[国立環境科学院告示第2024-16号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正のうち訂正

官報 第20664号(2024.01.10.)に掲載された国立環境科学院告示第2024-4号(「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正)のうち修正事項を次のように訂正します。

主な内容

告示の本文のうち、別表4 イ項(有毒物質)の新設された有毒物質固有番号を訂正

- “2023-1-xxxx”から“2024-1-xxxx”に訂正

参考資料

国立環境科学院(https://www.nier.go.kr/NIER/>法令情報>告示/例規/公告、掲示番号1568、掲示日2024.02.13)

[環境部告示第2024-38号]有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定一部改正

「化学物質管理法」第23条、同法施行規則別表3の2第2号により、「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」を改正・告示します。

主な内容

第3条のうち、“2021年7月1日”を“2024年7月1日”に修正し、“12月31日”を“6月30日”に修正します。

別表1第2号の数量基準表のうち、連番“1263”欄の次に“1264”欄から“1318”欄までを新設します。

参考資料

電子官報(https://gwanbo.go.kr/、告示日2024.02.16)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **MOE_2024-38.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は**参考資料**に記載されたウェブサイトにてご確認いただけます。

2024年化評法を履行する中小企業支援事業の案内書

韓国化学物質管理協会では、“2024年化評法を履行する中小企業支援事業の案内書”リーフレットをアップロードしました。リーフレットには、既存化学物質関連支援事業6件(登録コンサルティング支援、有害性試験資料生産支援、暴露シナリオ作成支援、登録全過程の支援、有害性情報確認・提供、危害性資料作成支援)、新規化学物質関連の支援事業2件(登録支援、申告支援)及び化評法制度に関する教育支援の案内が含まれております。

参考資料

韓国化学物質管理協会(https://www.kcma.or.kr/>お知らせ>公示事項、登録日 2024.01.29)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正･予告(案)など

※ 2月化学製品安全法-法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は**参考資料**に記載されたウェブサイトにてご確認いただけます。

安全確認対象生活化学製品の殺生物物質情報現行化申請提出資料の案内

主な内容

近日、承認猶予告示が一部改正・施行('24.1.25)され、殺虫・殺菌剤などの製造・輸入期間が延長されたことにより、安全確認対象生活化学製品に含有された主成分又は保存剤(殺生物物質)に対する情報の現行化(主成分の物質名、CAS No.、主成分(原料)供給源など)のための変更承認申請の案件が増加するにより、次のようにご案内します。

- 対象： 安全確認対象生活化学製品の製造・輸入者
- 安全確認対象生活化学製品の製造・輸入期限：
  - 未承認殺生物物質： '24年12月
  - 承認完了の殺生物物質： '25年12月
- 安全確認対象生活化学製品の殺生物物質情報現行化に関連し、変更承認申請の受付期限：
  ※ 変更承認審査の法的処理期限(60日)を考慮し、受付期限は短縮できる。
- 申請方法： 化学製品管理システム(chemp.me.go.kr)

参考資料

化学製品管理システム(https://chemp.me.go.kr> お知らせ > 承認対象安全確認対象生活化学製品(国立環境科学院))(番号: 43、登録日: 2023-02-05)

使用可能な主成分及び保存用物質の製品内での使用可能期限

主な内容

生活化学製品安全センターでは、申告対象安全確認対象生活化学製品に使用できる保存用物質(洗浄剤など)及び主成分(殺菌剤など)の物質別使用期限を案内しました。案内されたファイルは '24.1.25.告示された"承認猶予対象既存殺生物物質" (国立環境科学院告示及び案内)適用基準などを基に作成したものであり、今後関連告示などにより物質及び使用期限が変更される可能性があります。'23.11.23に行政予告された"安全確認対象生活化学製品指定及び安全表示基準"にて追加された保存用物質の使用期限まで公示されることにより、追加物質(噴射型製品)は当該告示施行以降から使用可能です。

参考資料

化学製品管理システム(https://chemp.me.go.kr/>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品(技術院)、番号130、登録日 2024.02.05)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正･予告(案)など

※ 2月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 2月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。